平成２４年（フ）第２５１号
堺市堺区出島海岸通１丁３番10号
破産者　株式会社フタバ
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８７１号
堺市堺区九間町西３丁２番11号
破産者　青葉化学工業株式会社
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０６９号
大阪府富田林市若松町２丁目３番24号
破産者　関西興産株式会社
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
堺市東区北野田230番地の18
破産者　有限会社アムホーム
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
京都市中京区下樵木町203番９
破産者　株式会社ＡＯＧ
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１号
兵庫県西宮市甲子園八番町３番15号
破産者　有限会社盛弘冷機
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３９号
徳島県吉野川市鴨島町喜来１番地
破産者　嶺南建設株式会社
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７００号
北九州市八幡西区日吉台２丁目20番19号201号
破産者　河口　英樹
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７６号
群馬県桐生市末広町５番26号
破産者　ノーコメント株式会社
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第９０号
群馬県桐生市相生町１丁目10番地46
破産者　株式会社カワノ
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１０号
群馬県伊勢崎市田部井町１丁目1064番地３、住民票上の住所群馬県桐生市東１丁目13番17号
破産者　佐久間　豊
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１３号
群馬県桐生市相生町１丁目10番地の46
破産者　河野　廣司
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１４号
群馬県桐生市相生町１丁目10番地の46
破産者　河野　陽子
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第２７３３号
横浜市旭区今宿１丁目34番７号
破産者　キューアート株式会社
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６号
石川県能美市泉台町南14番地
破産者　株式会社小泉商事
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第４６３号
滋賀県高島市新旭町安井川833番地７
破産者　有限会社大栄
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０７７号
京都市南区西九条東比永城町88番地３
破産者　有限会社タイカ
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４０号
兵庫県揖保郡太子町太田1681番地
破産者　有限会社ヒロテック
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第５４５号
岡山市北区内山下１丁目12番８―802号、旧住所岡山市中区東川原273番地４リベール原尾島510号
破産者　小野　鐸治
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５８号
宮崎県延岡市島浦町679番地
破産者　兒玉　浩光
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２号
福島県いわき市江名字寺作８、住民票上の住所福島県いわき市小名浜下神白字館ノ腰６番地の５
破産者　遠藤千枝子
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部